

計 画 書

阪神間都市計画地区計画の決定（尼崎市決定）

阪神間都市計画道意町7丁目中地区地区計画を次のように決定する。

名 称	道意町7丁目中地区地区計画	
位 置	尼崎市道意町7丁目の一部	
面 積	約16.3ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、臨海工業地域内に位置しているが、本地区の北側は、市道第718号線（以下「718号線」という。）を挟んで、大規模工業地の土地利用転換を図る道意町7丁目北地区地区計画の区域（以下「北地区区域」という。）に接し、本地区の西側及び北西側は、市道道意線（以下「道意線」という。）を挟んで住工複合地（道意町6丁目内の住宅、工場等が混在する地域をいう。以下同じ。）に接し、本地区の東側は、阪神電鉄尼崎駅と臨海部を結ぶ歩行者・自転車交通空間を形成する蓬川河川敷に接している。</p> <p>大規模工場の跡地である本地区の土地が再び産業用地として利用されるに当たって、本地区計画は、本地区内の操業環境の保全を基本としつつ、本地区内に歩道状空地及び広場並びに環境負荷低減等のための設備を設置することにより、地域住民、環境等に配慮した安全で快適な産業用地を創出することを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区の立地特性を踏まえ、地域住民、北地区区域内の商業施設等とのつながり並びに環境及び防災面に配慮しながら、周辺地域と共存することを目指して、次のとおり土地利用方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本地区内の道路沿いに、地域住民が日常的に利用できる緑豊かな歩道状空地、広場等を設置するとともに、蓬川沿いに緑化空間を備え、水辺と緑のネットワークの形成を図る。 道意線を挟んで住工複合地に接する本地区の北西部には、従業員の福利厚生施設として、子育て支援、健康増進、生活利便、憩い等のための施設を整備し、その一部を地域住民に開放することにより、周辺地域との共存を図る。 太陽光発電システム、非常用発電設備、雨水貯留槽、備蓄倉庫等を設置することにより、環境負荷低減にも配慮した災害に強い産業用地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 本地区内の718号線、道意線及び県道甲子園尼崎線沿いには、歩行者等の円滑な通行のため、ユニバーサルデザインに配慮し、緑化空間を備えた歩道状空地を整備する。 本地区内の北西、南西及び南東の各角地には、憩いや地域交流に利用できる緑化空間を備えた広場を整備する。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 産業用地としての利便性を確保しつつ、住工複合地の住民及び地区施設の利用者に配慮し、建築物の用途で危険性が高いものの制限を行う。 本地区内北西部には、本地区のシンボル性、地域交流及び広場との連続性に配慮した建築物を整備する。 圧迫感が少ない景観を形成するために、建築物の壁面の位置の制限を行う。 建築物の外観等の意匠は景観に配慮するとともに、垣や柵についても周辺の景観と調和したものとする。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広場	A 約4,000㎡ B 約800㎡ C 約1,000㎡
		その他の公共空地	歩道状空地1号-a(幅員約5m、延長約280m) 歩道状空地1号-b(幅員約2m、延長約60m) 歩道状空地2号(幅員約6m、延長約380m) 歩道状空地3号(幅員約3m、延長約420m)
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。
		壁面の位置の制限	計画図に表示する部分の境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、計画図に示す壁面の位置の制限の下限値を下回ってはならない。ただし、建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるとき。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるとき。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺の水と緑に調和した色調とする。
門及び塀の構造の制限	門及び塀の構造は、フェンス又は鉄柵等、透視可能なもの又は生け垣とし、ブロック又はこれに類するものは設置してはならない。		

区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限に係る境界線は計画図表示のとおり。

理由

別添理由書のとおり

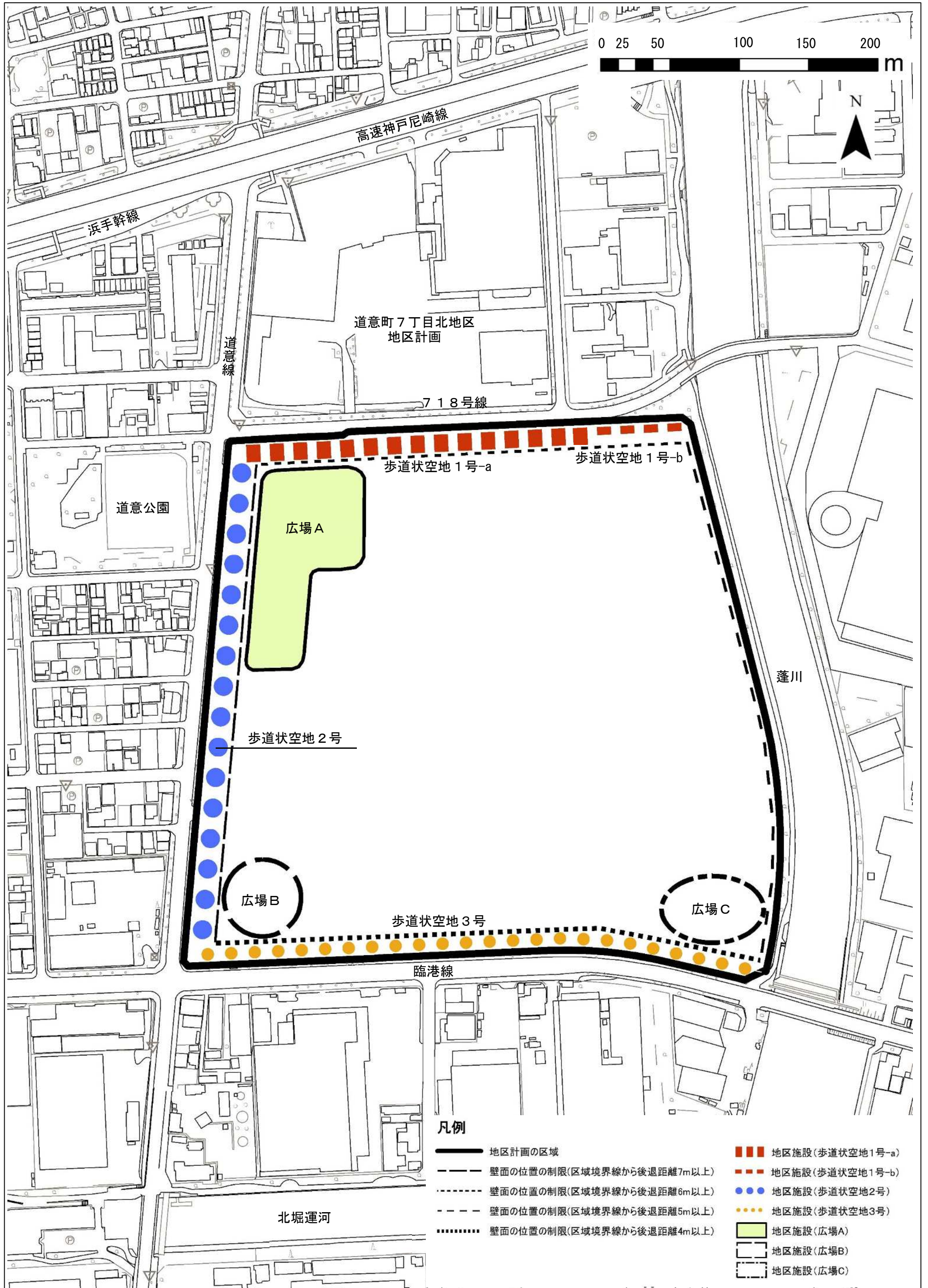
理由書

本地区は、臨海工業地域内に位置しているが、本地区の北側は、市道第718号線を挟んで、大規模工業地の土地利用転換を図る道意町7丁目北地区地区計画の区域に接し、本地区の西側及び北西側は、市道道意線を挟んで住工複合地に接し、本地区の東側は、阪神電鉄尼崎駅と臨海部を結ぶ歩行者・自転車交通空間を形成する蓬川河川敷に接している。

大規模工場の跡地である本地区の土地が再び産業用地として利用されるに当たって、本地区内の操業環境の保全を基本としつつ、本地区内に歩道状空地及び広場並びに環境負荷低減等のための設備を設置することにより、地域住民、環境等に配慮した安全で快適な産業用地を創出するため、本地区計画を決定する。

計 画 図

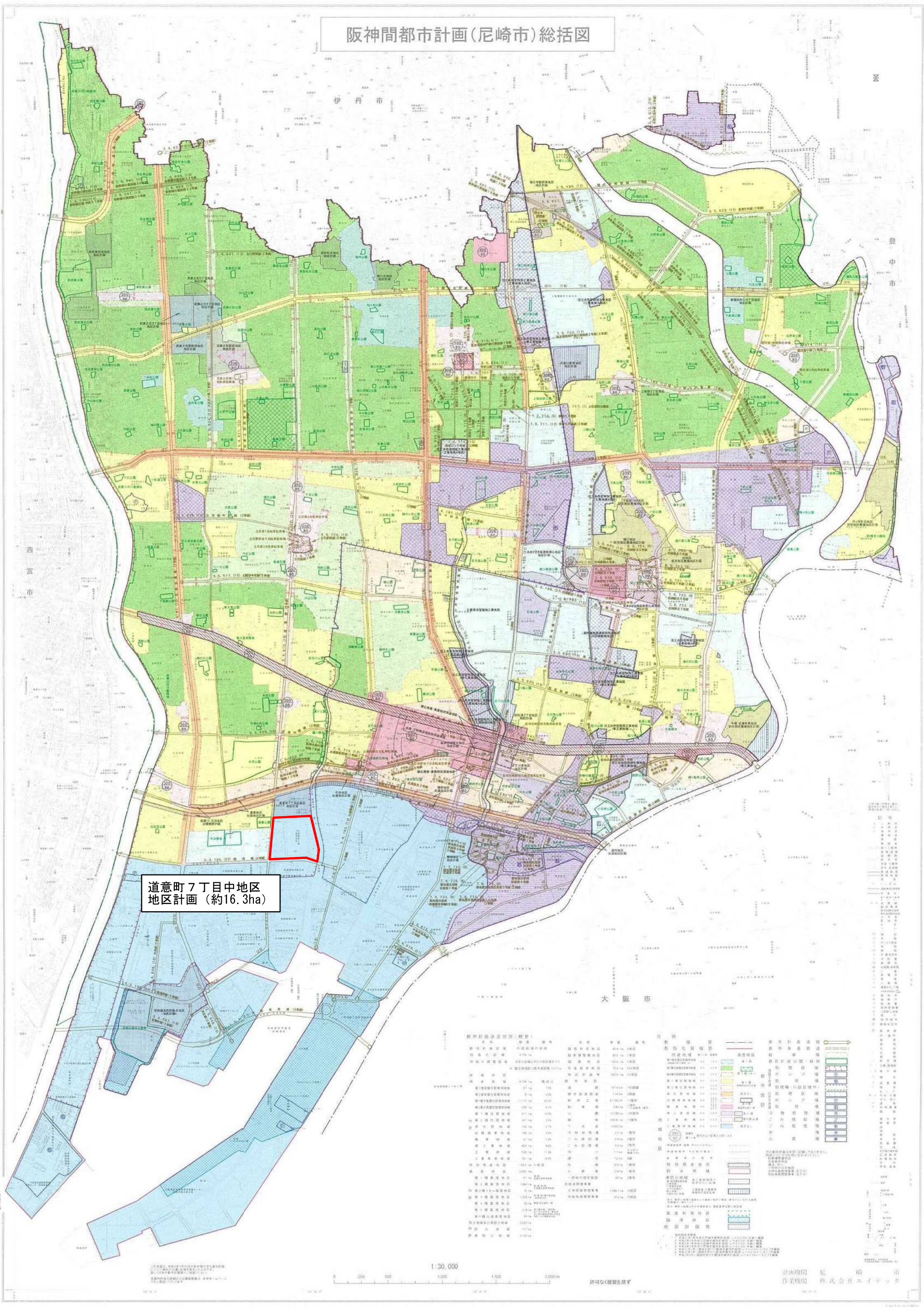
阪神間都市計画道意町7丁目中地区地区計画



凡例

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| — 地区計画の区域 | ■ ■ ■ 地区施設(歩道状空地1号-a) |
| - - - 壁面の位置の制限(区域境界線から後退距離7m以上) | ■ ■ ■ 地区施設(歩道状空地1号-b) |
| ⋯⋯⋯ 壁面の位置の制限(区域境界線から後退距離6m以上) | ● ● ● 地区施設(歩道状空地2号) |
| - - - 壁面の位置の制限(区域境界線から後退距離5m以上) | ● ● ● 地区施設(歩道状空地3号) |
| ⋯⋯⋯ 壁面の位置の制限(区域境界線から後退距離4m以上) | ■ 地区施設(広場A) |
| | ○ 地区施設(広場B) |
| | ○ 地区施設(広場C) |

阪神間都市計画(尼崎市)総括図



道意町7丁目中地区
地区計画(約16.3ha)

都市計画決定状況(概要)

区分	面積(㎡)	割合(%)	備考
第一種住居地域	4,200,000	25.0	
第二種住居地域	1,500,000	9.0	
第三種住居地域	1,200,000	7.2	
第一種中密度住居地域	1,000,000	6.0	
第二種中密度住居地域	800,000	4.8	
第一種低密度住居地域	700,000	4.2	
第二種低密度住居地域	600,000	3.6	
第一種商業地域	500,000	3.0	
第二種商業地域	400,000	2.4	
第一種工業地域	300,000	1.8	
第二種工業地域	200,000	1.2	
第一種緑地	100,000	0.6	
第二種緑地	50,000	0.3	
第三種緑地	50,000	0.3	
河川敷	100,000	0.6	
その他	100,000	0.6	
合計	16,800,000	100.0	

凡例

都市計画決定区域

- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 第三種住居地域
- 第一種中密度住居地域
- 第二種中密度住居地域
- 第一種低密度住居地域
- 第二種低密度住居地域
- 第一種商業地域
- 第二種商業地域
- 第一種工業地域
- 第二種工業地域
- 第一種緑地
- 第二種緑地
- 第三種緑地
- 河川敷
- その他

都市計画決定区域外

- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 第三種住居地域
- 第一種中密度住居地域
- 第二種中密度住居地域
- 第一種低密度住居地域
- 第二種低密度住居地域
- 第一種商業地域
- 第二種商業地域
- 第一種工業地域
- 第二種工業地域
- 第一種緑地
- 第二種緑地
- 第三種緑地
- 河川敷
- その他

都市計画決定区域外(一部)

- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 第三種住居地域
- 第一種中密度住居地域
- 第二種中密度住居地域
- 第一種低密度住居地域
- 第二種低密度住居地域
- 第一種商業地域
- 第二種商業地域
- 第一種工業地域
- 第二種工業地域
- 第一種緑地
- 第二種緑地
- 第三種緑地
- 河川敷
- その他

1:30,000

